

サービス利用料金及び電力使用料金について（EVrest Blue）

1. 本ウェブページにおいて使用する用語の意味は、「EVrest Blue オーナー利用規約」及び「EVrest ユーザー利用規約」に定める用語の定義に従います。ただし、「EVrest Blue オーナー利用規約」に定める「契約者」及び「利用者」は、本ウェブページにおいては、それぞれ「契約者」については「オーナー」、「利用者」については「お客さま」又は「ユーザー」と表記しております。

2. 「EVrest Blue」アプリケーションを使用して本サービス（「EVrest Blue」）を利用する場合について
＜お客さまが当社にお支払いする本サービスの利用料金＞

(1) 「EVrest ユーザー利用規約」第5条第1項で規定する本サービスの利用料金は、次のとおりとします。

・ユーザーは、当社に対し、充電スポットごとに EVrest Blue アプリケーションで表示される利用料金を支払うものとします。なお、利用料金の課金方式は充電スポットごとに「時間課金」と「電力量課金*」のいずれかで決められており、時間課金の場合は利用した時間に応じて利用料金が算定され、電力量課金の場合は計量した電力量に応じて利用料金が算定されます。

*電力量課金の詳細な説明についてはこちらのリンクを参照してください。

・充電スポットごとに EVrest Blue アプリケーションで表示される利用料金は、予告なく、当社の判断で変更されることがあります。

・計算結果に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(2) 「EVrest ユーザー利用規約」第5条第1項で規定する本サービスの利用料金の請求方法、支払期限、支払方法等は、次のとおりとします。

支払方法：クレジットカード決済

請求方法：株式会社ジゴワッツが、当社に代わって、本サービスの利用料金を請求します。

支払時期：電気自動車用普通充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電口から抜き取り、本アプリの利用を終了した時に発生いたします。※実際のお支払いはお客さまがご利用のカード会社により異なります。

＜オーナー様に当社からお支払いする電力使用料金＞

「EVrest Blue オーナー利用規約」第8条第2項で規定する電力使用料金（以下単に「電力使用料金」といいます。）の精算方法及び支払方法は、次のとおりとします。

(1) 課金方式が時間課金の場合における精算方法

①電力使用料金の算定

電力使用料金は、各ユーザーが対象施設で本充電設備を利用した際の充電時間に③に定める精算単価を乗じて算定するものとします。なお、②の精算期間で計算した計算結果に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

②精算期間

毎月精算します。

③精算単価の決定

(A) 固定単価返戻方式

契約時に当社とオーナーで合意した単価（契約申込書に記載された単価）によるものとします。

(B) 変動単価返戻方式

オーナーが当社に対して申告した対象施設に係る毎月の(a)電気代の総額、(b)基本料金、および(c)電気使用量、

ならびに当社の管理システム上に登録されている(d)本充電設備の電気自動車用普通充電器の出力から下式によって算定するものとします。

$$\text{電力使用料金の精算単価} = \frac{a - b}{c} \times d$$

なお、オーナーが当社に対して翌月 15 日までに申告する(a)~(c)の情報については、検針日に関わらず、前月の電気代明細書等の情報に基づくものとし、申告時に電気代明細書等の書類も当社に共有するものとします。ただし、翌月 15 日までに申告がない場合、本充電設備の電気自動車用普通充電器の種類と、契約申込時にオーナーが申告した電気契約種別によって以下に記載の金額を、電力使用料金の精算単価とします。

■3kW 充電器の場合（コンセント等）

低圧：1.2 円/分(税抜)

高圧：0.9 円/分(税抜)

■6kW 充電器の場合

低圧：2.2 円/分(税抜)

高圧：1.7 円/分(税抜)

(2)課金方式が電力量課金*の場合における精算方法

*電力量課金の詳細な説明についてはこちらのリンクを参照してください。

①電力使用料金の算定

電力使用料金は、各ユーザーが対象施設で本充電設備を利用した際の電力量に③に定める精算単価を乗じて算定するものとします。なお、②の精算期間で計算した計算結果に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

②精算期間

毎月精算します。

③精算単価の決定

(A)固定単価返戻方式

契約時に当社とオーナーで合意した単価（契約申込書に記載された単価）によるものとします。

(B)変動単価返戻方式

オーナーが当社に対して申告した対象施設に係る毎月の(a)電気代の総額、(b)基本料金、および(c)電気使用量から下式によって算定するものとします。

$$\text{電力使用料金の精算単価} = \frac{a - b}{c}$$

なお、オーナーが当社に対して翌月 15 日までに申告する(a)~(c)の情報については、検針日に関わらず、前月の電気代明細書等の情報に基づくものとし、申告時に電気代明細書等の書類も当社に共有するものとします。ただし、翌月 15 日までに申告がない場合、本充電設備の電気自動車用普通充電器の種類と、契約申込時にオーナーが申告した電気契約種別によって以下に記載の金額を、電力使用料金の精算単価とします。

低圧：22.4 円/kWh(税込)

高圧：18.7 円/kWh(税込)

(3)支払方法

固定単価返戻方式および変動単価返戻方式において、当社のオーナーに対する電力使用料金の支払いは、当社に代わり「株式会社ジゴワッツ」が、オーナーが指定した銀行口座に振り込むことで行います

ただし、毎月の電力使用料金が 5,000 円に達しない場合には、翌月以降に支払いを繰り越し、電力使用料金の

合計額が 5,000 円に達するまでその支払いを留保するものとします。

<当社指定サービス>

「EVrest Blue オーナー利用規約」第 2 条第 4 号で規定する当社指定サービスは、株式会社ジゴワッツの提供する「PIYO CHARGE」とします。

以上

＜電気事業法における特定計量制度に関する説明＞

特定計量制度（以下「本制度」と言います。）は日本国に届出を行うこと等により、計量法に基づく特定計量器に係る規制よりも合理化した電気計器を使用することのできる制度です。本制度では、届出者が特定計量に係る取引等の相手方へ説明を行い、承諾を得ることや、国が定める基準に従うこと等を条件に、届出者による任意の精度階級の選択や、検査方法・使用期間の設定方法等を合理化することが認められています。今回の EVrest Blue（以下「本サービス」と言います。）で使用する電気計器の検査では安全性能の試験の実施を省略しましたが、これは当該計器が製品安全規格に準拠しており、電気製品全体として安全性が確保されていると考えているためです。

本制度に基づく説明として、本サービスにおける届出者である東京ガス株式会社（以下「当社」と言います。）より、下記の通り説明するものとし、本サービスを利用されるユーザーは、説明を受けたことを証するために、当社指定のボタン等を押下するものとします。また、本サービスを利用されるオーナーは、説明を受けたことを証するために、オーナー契約時に当社指定の書面等を当社に提出するものとします。（なお、「ユーザー」及び「オーナー」とは EVrest Blue オーナー利用規約のそれぞれ「契約者」と「利用者」を意味します。）なお、本サービスの詳細については、本サービスの利用規約である EVrest ユーザー利用規約及び EVrest Blue オーナー利用規約に記載の通りとします。

■当該届出者の氏名又は名称

東京ガス株式会社

■使用する電気計器の概要

・充電可能な電気自動車（以下、「EV」と言います。）に対する充電電力量を計量するために、以下を使用します。

製造事業者名：株式会社ジゴワッツ

型名：JW-EVSE-6KI、JW-EVCTL40(※)

(※)JW-EVSE-6KI（充電器）と同じ充電性能および計量機能を有する基板

定格値：JW-EVSE-6KI は単相 AC200V 30A 50/60Hz、JW-EVCTL40 は単相 AC200V 30A 50/60Hz

・使用する電気計器の精度階級は n6 階級(※)となります。

(※)n6 階級：使用前公差 5.5%以内、使用中公差 7%以内

・使用期間は 10 年間です。使用期間の終了前に外観や計測に誤差が生じるか検査を行い、検査時に異常が認められたものは交換します。一方で、引き続き計量機能が保証できると確認できた場合は使用を継続します。

・基準適合検査、仕様前検査は、いずれも株式会社ジゴワッツが実施しています。

なお、安全性能、耐ノイズ性能試験（放射無線周波電磁界の影響）、耐久性能、および耐候性能は一般財団法人日本自動車研究所に委託し実施しています。

■計量法に基づく特定計量器を使用した場合との違い

計量法に準拠した特定計量器（普通電力量計の場合）の仕様公差は 3%以内であることが求められているところ、今回の取引に使用する電気計器は仕様公差 7%以内の n6 階級を使用します。

＜参考＞

n3 階級：一般送配電事業者の送配電を介した取引（全ての取引規模）に用いる普通電力量計に適用可能な階級

n6 階級：需要場所で行う取引（～10kW）に用いる特定計量器に適用可能な階級

参照先：特定計量制度に係るガイドライン（令和 4 年 4 月 1 日）

4.1 特定計量に使用する電気計器に係る基準

■特定計量に係る取引等の相手方の利益を保護するための取組

東京ガスの電話番号、電子メールアドレス等その他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯
問い合わせコールセンター（03-6631-1396）：24 時間受付
EVrest Blue アプリケーションからも問い合わせ可能です。

■適正な計量の確保のために特定計量に係る取引等の相手方が守るべき事項

適正な計量の実施の確保のために特定計量に係る取引又は証明の相手方が遵守し、又は留意すべき事項があるときは、その内容

- ・屋内設置または機器を搭載する分電盤内部、プルボックス内等での使用を前提に性能を担保しているため、電気計器を設置箇所から持ち出したり、分電盤やプルボックス等の蓋や扉を開けたままにするなど正常に閉扉されていない状態での計量是不行わないでください。上記のような状態での計量情報は保証しません。
- ・電気計器の計量機能に影響が出てしまう可能性があるため、強力な電波を発生させるものや強力な磁石等を近づけないようにしてください。
- ・直射日光の当たる場所等高温となる環境下など、計量性能が担保される使用温度範囲を下回るあるいは上回る環境において計量しないでください。
- ・日射以外の外的要因により高温となった場合は計量精度を保証しません。
- ・当該計器は EV 充電設備のみ利用が可能であり、別の計量対象を計量するなどの行為を行わないこと。
- ・計量器を所定の位置から移動させる等により、正常に計量できない状態や意図的な改ざん等の適正な計量や取引等に影響がある行為が確認できた場合、弊社に生じた損害の賠償を内容とする違約金の支払いが発生する場合や該当する方（ユーザー、オーナー双方含む）のサービスの利用を停止する場合があります。

■計量点の設定

- ・計量点について

計量点は EV 充電設備または EV 充電設備と EV 充電設備に対応する漏電遮断器を結ぶ配線上になります。

- ・計量点による誤差について

計量点から EV 充電設備の出力端までの配線による電力損失は電気計器を施設に設置いただく法人、団体（組合を含みます）又は個人（以下総称して「法人等」といいます。）のご負担となります。

- ・電気計器等の動作電力について

電気計器を含む制御機器等の動作電力の費用負担は、別段の定めがない限り、共用電力として管理されている管理組合や法人等のご負担となります。

■電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担は、別段の定めがない限り、使用する電気計器を導入する管理組合や法人等のご負担となります。

■電力量の検針方法及び料金調定の方法

- ・電力量の検針はオンラインで実施します。
- ・料金の算定期間は、使用する電気計器を利用して EV 充電設備を利用開始して EV を充電してから、満充電または当社の提供するアプリケーション指示等による充電終了までの期間（都度の充電）となります。

・通信不良等、不特定の事由により料金算定に必要な計量値データを収集できなかった場合は、該当の充電に対する請求金額は計量できた範囲内での請求となります。

■各種料金の支払い・精算方法

- ・料金の支払い・精算方法はクレジットカード決済となります。
- ・クレジットカードでの支払いの場合、与信が通らない場合には充電・精算はできません。

■特定計量に係る取引等の実施期間の定めがある場合にはその期間及び自動更新に関する規定など特定計量に係る取引等の更新に関する事項

- ・2025年11月1日から、順次当該電気計器を設置している箇所において、特定計量を開始いたします。2025年11月1日時点で既設置の設備については所有者からのご要望があった場合に特定計量への移行を検討しますが、ご要望が無い場合はこれまで同様の時間計量により精算を行います。
- ・特定計量に係る取引等の契約は、EVrest Blue オーナー契約申込書の提出と当社の承諾をもって締結となります。

■特定計量に係る取引等の内容の変更や解除の申出を行う場合の連絡先や申出の方法、その際の注意点

特定計量に係る従量課金取引の内容変更や解除は「苦情・お問い合わせの連絡先」までお問合せ下さい。

制定日：2025年12月1日